

○安中市立松井田中学校 PTA 会則 (案)

第 1 章 名称及び事務局

(名称)

第 1 条 この会は安中市立松井田中学校 P T A という。

(事務所)

第 2 条 この会は事務所を松井田中学校内におく。

第 2 章 目的及び活動

(目的)

第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭教育の充実を図ると共に、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第 4 条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校の緊密な連絡によって生徒の健全育成に努める。
- (2) 保護者同士の交流を図り、家庭教育の充実に努める。
- (3) その他必要と認めた事項を行う。

第 3 章 方針

(方針)

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為や選挙活動には関与しない。
- (3) 教職員の人事・学校の管理に干渉しない。

第 4 章 会員

(会員)

第 6 条 この会の会員になることのできる者は、松井田中学校に在籍する生徒の保護者またはこれにかわる者、並びに教職員とする。

(会費)

第 7 条 この会の会員はすべて会費を納めるものとする。

(権利と義務)

第 8 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 経理

(経費の支弁)

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入によって支弁される。会費は月額 250 円とする。

(予算の行使)

第 10 条 この会の会費は総会において議決された予算に基づいて行使される。

(決算の承認)

第 11 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

(会計年度)

第 12 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

(役員)

第 13 条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書 記 1 名 (+学校事務局 1 名)
- (4) 会 計 2 名 (+学校事務局 1 名)

2 学年保護者会から 2 名の役員を選出し、互選によって役職に就く。

3 役員は会計監査を兼ねることはできない。

(役職の承認)

第 14 条 役員役職は総会において承認を得る。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。

(会長の職務)

第 16 条 会長は、総会並びに学年保護者会を招集する。

(副会長の職務)

第 17 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故の時はその職を代行する。

(書記の職務)

第 18 条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

(会計の職務)

第 19 条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 定期総会において会計監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を保全する。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 20 条 この会の運営について諮問に応ずるため若干名の顧問を置く。

- (1) 校長は顧問となり会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 会長の職務にあった者は役員解任後 1 年間を限って顧問となる。

第 8 章 会計監査委員

(会計監査委員)

第 21 条 この会の経理を監査するために、2 名よりなる会計監査委員（本部以外）を置く。

(会計監査委員の選出)

第 22 条 会計監査委員は総会によって選出される。

(会計監査)

第 23 条 会計監査は必要に応じて随時行うことができる。

(会計監査委員の任期)

第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 9 章 総会

(総会)

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関で、定期総会および臨時総会とする。

2 総会の持ち方は、紙上総会も含む。

3 総会の議長は会長とする。

(総会の定数)

第 26 条 総会の定数は、会員の 3 分の 1 以上(委任状を含む) とする。

2 決議は定数の過半数の同意を必要とする。

(臨時総会)

第 27 条 役員が必要と認めた場合、または会員の 4 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第 10 章 専門委員会

(専門委員会)

第 28 条 専門委員会については、役員会で協議し、必要に応じて設置する。

第 11 章 地区別保護者会

(地区別保護者会)

第 29 条 地区別保護者会については、役員会で協議し、必要に応じて開催する。

第 12 章 会則の改正

(会則の改正)

第 30 条 この会則は、全会員の 3 分の 2 以上の賛成により改めることができる。

附則

1 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。